

The Women's Studies Association of Japan

発行 日本女性学会
事務局 〒272-0023
千葉県市川市南八幡1-16-24
TEL 047-370-6068
FAX 047-370-5051
ホームページ
<http://www.joseigakkai-jp.org/>

学会ニュース

日本女性学会
第123号 2011年10月

*会員に送付しているペーパー版の「学会ニュース」とは、内容が一部異なります

目次

2011年度日本女性学会大会 報告……………	1	幹事会議事録……………	7
シンポジウム参加者から……………	2	会員著作紹介……………	8
ワークショップ報告……………	3	会員研究会報告……………	8
個人発表一覧……………	5	「少額研究活動支援」募集について……………	9
ビデオ上映・懇親会……………	5	『選挙管理委員会より……………	10
日本女性学会第32回年次総会： 議事次第……………	6	会員情報（別紙）	

2011年度日本女性学会大会 報告

日時：2011年7月30日（土）・31日（日）

会場：名古屋市男女平等参画推進センター「つながれっとNAGOYA」

協賛：名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者NPO法人参画プラネット

協力：NPO法人参画プラネット

大会シンポジウム

「ワーク・ライフ・バランス」「子ども手当」はジェンダー平等社会へつづく道なのか？ —ライフスタイルに中立な社会政策を考える—

シンポジスト：千田有紀・萩原久美子・北明美

コーディネーター：北仲千里

シンポジウム報告

北仲千里

萩原久美子さんは、英米と比較すると、日本は雇用上のジェンダー平等に対する国の強い介入意志も、強力な性差別禁止法も不在のまま、ワーク・ライフ・バランス政策をすすめるようとしているのであり、これでは一部の人が恩恵にあずかることができるにすぎず、むしろ格差拡大につながると報告した。北明美さんは、本来の意味での「児童手当」とは、「所得制限がなく十分な額と支給期間をもった有子家庭に対する手当」のことだとすると、旧自公政権時代の児童手当はそれにはあてはまらなかったのだという。旧自公政権時代の制度は税の控除と抱き合わせ、かつ手当に所得制限があったために低所得者に不利、正規雇用者に有利、片稼ぎ家庭に有利など不公平や欠陥のある制度であった。そして新政権下の子ども手当は旧制度の逆進的構造や不公平・矛盾を緩和する方向のものであり、法改正でさらによりましな制度に近づく予定だったが、法案撤回となってしまったということである。

お二人の報告を聞くと、世間でなんとなく推奨されている「ワーク・ライフ・バランス」の方はあまり良いものとは言えず、「高所得者へのばらまき」などと批判されている子ども手当の方が、実はそうでもないということになって、

大変興味深い話であった。やはり、マスコミの政局報道を消費して毎日を過ごすのではなく、我々はどういう社会に向かっていきたいのかをきちんと論じ合うこと（しかも十分な情報を得て）が大切だということを感じた。さて、自分たちはどういふ社会を構想したいのか？ 性別や特定のライフスタイル（雇用形態、結婚する・しない、子どもを持つ・持たない）などにかかわらずに尊重され生きていけることという千田有紀さんの提案。この議論を続け、いっそう練り上げていく必要があるのではないだろうか。



シンポジウム参加者から

2011年度日本女性学会大会シンポジウム感想

乙部由子

シンポジウムに参加した感想を以下述べていく。まず、会場の様子だが、ほぼ満員御礼状態であり、いかにこのテーマが多くの人たちの関心と呼んでいるかが一目瞭然であった。

つぎに報告についてだが、シンポジウムのテーマとして掲げてある「ライフスタイルに中立な社会政策」を考えるにあたり、3名の報告者は家族制度、ワーク・ライフ・バランスと育児休業などとの関連、児童手当、子ども手当の変遷などを話した。報告者の順番もよく、まず、日本社会の家族のあり方などをジェンダーの観点から全体を整理し、現状の認識を促した。ついで、ワーク・ライフ・バランス、それと関連する育児休業の問題点を述べ、最後に直近の話題である児童手当、子ども手当の詳細な内容が報告された。会場内の参加者の反応は、首をタテに振り、報告内容に同意する、納得する人が存在する反面、すべての参加者が研究者でないこともあろうが、報告内容が高度になるにつれ、わからない、首をかしげるなどの反応も見受けられた。確かに報告内容が若干、専門的だったようにも感じるが、貴重な報告内容だけだけに、参加者のほとんどが報告内容を理解して会場を後にできればよかったのにと、その点を少し残念に思った。

シンポジウムに参加して考えたこと

富永貴公

働く人々の公私を接合しようとする「ワーク・ライフ・バランス」の課題とそれらを踏まえた推進、所得制限を撤廃し、市場から独立して給付される「子ども手当」確立と充実の希求は、いずれも、既存の労働と生活にかかわる価値、現行の社会保障を問い直そうとすることで、「ジェンダー平等社会へつづく道」であろう。今日の政策展開とその意味にかかわる報告から、労働と生活の場におけるジェンダーとそれへのアクチュアルな抵抗の多

くを学んだ。

それらがどのように「ライフスタイルに中立な社会政策」であるのか、さらに、「ジェンダー平等社会へつづく道」と「ライフスタイルに中立な社会政策」の異同については、もう少しの議論の深まりが必要だと考える。「ワーク・ライフ・バランス」政策が提示する「多様なライフスタイル」の画一性、所得制限をもつ「子ども手当」が正規雇用、片稼ぎに有利に働いてしまうことの指摘から、それらが取りこぼしてきた人々とはその実、誰のことなのか、それらはどのように重なり、異なるのかを検討し、改めて、誰が、誰のために求める「中立」なのかを問い直すことが必要なのではなかろうか。

「中立」と「多様」が権力と抵抗を隠蔽してしまうことについての議論があった。多様性、差異はただ、承認されるだけではなく、そこから潜在的な力を引き出すことができるはずだ。その力は、「ライフスタイルに中立」であることを求めながらも、「ジェンダー平等社会へつづく道」を拓かないかもしれないし、その逆かもしれない。「エニグマ」を得た。

未曾有の出来事、復興につづく道も明らかでないなか、会場の変更もありながら、例年同様、実りあるシンポジウムを開催くださった幹事会の皆様へ感謝したい。

シンポジウムへの感想

松下昌子

私の感想は、内容より発言者の名前がわかる度に「ワーこの人、名前知ってる！」という反応で楽しかったです。大会参加2回目ですので、これまで論文でお名前を読んで知っている方が、そこにいらっしやるのは感激でした。しかも鋭く指摘されるのを直に聞いた時は参加してよかったと、ミーハーな反応をしていました。

そして内容についての感想は、特に「児童手当・子ども手当のジェンダー問題」が印象に残りました。小学校で勤める者として、給食費や卒業アルバム代など未払いの保護者に対して、担任はお金を代わりに払ったり、何度も払うように連絡したりという児童が実際にいるからです。私も養護教諭として不登校気味の児童の家庭訪問

で、給食費を払えそうか親に話しかけることがあります。児童手当が学校にまずは届くなら担任や事務の負担もかなり減ることでしょう。

その点はどう考えていいかわかりませんでした。世界的に児童手当がどのように始まったかその理念、内容などがわかり、北さんの問題提起に興味を湧きました。

また『『ワーク・ライフ・バランス』と二つの世界』についても、「多様な」という言葉を多用する中で、真実の言葉探しが必要なこと、また保育所の民営化に疑問を感じていたのですが、こんなからくりがあったのだと納得しました。カタカナが多く、その概念が伝わりにくいのはごまかしのためかと指摘される萩原さんはすばらしい仕事をされたと思います。

以前から海外の英知を紹介する際、日本語に訳さず、そのまま英単語を使うことがありますね。該当する言葉がない場合もありますが、意味がわからないほうが都合いいとごまかすために使っている場合あることを今回も思いました。

シンポジウムの感想

水向響子

私は現在大学で社会学を学んでいて、今回のシンポジストでいらしゃった千田有紀先生のゼミに所属しています。そしてそのゼミで「学会に参加しレポートを書く」という課題が出されました。私は、千田先生が発表されるということに加え、卒論のテーマでジェンダー関係の問題を扱おうと考えていることもあり、今回参加させていただくことにしました。学会に参加すること自体が初めてでしたので、終始緊張していました。そんな中この様にシンポジウムの感想を書かせていただくことになったのですが、恥ずかしながら、発表の内容にはついていくのがやっと、といった感じでした。しかし、その様な知識不足の中で強く感じたのは、多くの人がまさにその“知識不足”の状態にある中で、私たちの生活に関わる重要な物事が政府によって次々と決められていってしまうことへの恐ろしさです。例えば、私にとっては「児童手当」と「子ども手当」は同じものでどちらもポジティブな制度という認識でした。これは制度の中身をよく確認した訳ではなく、児童や子どもという言葉が持っているイメージからそういった認識になったのだと思います。そこに一部の人が不利になるようなからくりが存在していても曖昧な言葉やその言葉自体が持つイメージで覆い隠すことができるのだと感じました。

それからシンポジウムに参加されていた方々を拝見し

て、普段ジェンダーという言葉や女性学に関わり・関心をもたない、けれど実際はそこで取り上げられるような問題に多く直面している方々や、近い将来社会を構成する一員となる私たちのような大学生の参加がもっと増えればいいなと感じました。

今回のシンポジウムへの参加は私にとってとても刺激になりました。貴重な経験をさせていただきありがとうございました。

ワークショップ報告

ワークショップ1

草柳和之

DV被害者の回復を促進するスキルについて—加害行為による被コントロールを解除するために

DVは女性差別が原因であり、暴力はコントロールであると言われる。一方、実際の相談や臨床を通して見えてくるDVの実態は、単純な暴力や差別的言動の繰り返しではない。実は、加害者は、要所で暴力や差別的言動を活用しながら、最小限の労力で最大の効果を上げる手順やテクニックを駆使し、被害者を無力化している。このワークショップでは、参加者に映画『イナフ』の加害行為の場面を見ていただき、グループワークを行った。そして加害者が効果的に相手を無力化するためのテクニック・段取りを分析し、差別的言動が現実のやりとりの中でどう位置づけられるかを解明した。加害者のテクニックを理解することが被害者支援に役立つことを、演者は経験している。加害者から翻弄されてきた被害者は、相手のカラクリに気づくことを通して、被コントロールの解除を促進できるのである。援助職が被害者を救済しようと頑張ることが相手のコントロールとなり、加害者と被害者との関係を「再演」しやすいことはよく知られている。被害者自身の感情や微妙な感覚を取り戻し、主体性の回復を促進し、「本当に自分がどうしたいか」という内的感覚にもとづいた判断力を高める働きかけが必要となる。このワークショップの後半では、DV被害者支援の際に、被害者を最大限に尊重して変化へと導くリフレーミング技法の基礎を、講義とデモンストレーションを通じて紹介した。演者は、心理臨床家として、言語と非言語が相手に与える影響を細かく見る視点があるので、参加者には若干戸惑う方もおられたが、領域を超えてのよき対話の機会になったと考えている。

ワークショップ2

前田敬子

公立学校教職員間セクハラ防止指針に相談者保護・被害者救援の視点を

以下を旨とする報告を受けてディスカッションを行った。男女雇用機会均等法第11条「職場における性的言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置」が地方公務員にも適用される。同規定に基づいて、各都道府県教育委員会は2000年前後に、相次いで「職場におけるハラスメント防止に関する指針」を作成・整備した。が、その後、同指針の多くが形骸化し、あるいは、スクール・セクシュアル・ハラスメント防止や加害者懲戒の指針へと変更され相談者保護・被害者救援の機能を果たさなくなっている。こうした現状をどのように課題化し、修正させ得るだろうか。報告に基づいて、キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク、NPO法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワークへの問題提起、学習研修機会に何が理解されるべきか等実質的で具体的な協議が為された。参加者は7名であった。

ワークショップ3

瀬山紀子、臼井久実子

再生に必要なことは一大災害の経験を障害女性の視点から考える

東日本大震災を障害女性たちはどのように経験し、災害からの再生を障害女性の視点からどのように考えていけばいいのか。こうした問いを基に、はじめに、災害以前から続いてきた障害女性の困難とその背景を分析し、日常の困難状況が災害時に過重な困難を障害女性にもたらしている実態を報告した。続いて、報告者が福島で撮影をした短編ビデオを上映。ビデオのなかでは、極度の介助者不足や原発への憤り、無力感などが語られ、参加者に強い印象を残していた。後半では、震災後、福島で介助者として障害女性活動家につきそった青木千帆子さんから、障害当事者による災害救援活動の報告と、福祉避難所が障害者の施設への囲い込みにつながっているという指摘、また、特に原発被災地域での女性介助者の不足という困難な課題が話された。

名古屋の障害者自立生活センターのメンバーを含む約40名が参加。参加者からは、障害女性が被災地支援に行くことは、復興の視点に、障害女性の存在をいれていく意味でも重要だと感じる、また、福祉避難所という

特別な場所を作るのではなく全ての公共施設をバリアフリーにしていくことが必要といったコメントがあった。

一方で、要約筆記奉仕員が情報をキャッチアップできずフロアと報告者の間のやりとりに困難が生じるという場面もあり、聞こえない人と聞こえる人が場を共有していくための情報保障のあり方の課題も浮き彫りになった。今後の課題としたい。

ワークショップ4

岩瀬祥代

「僕たちが気づいたこと」—DVのない社会づくりに向けて

DV防止教育センターのDV加害者プログラム参加者2名による報告と参加者との質疑応答がされた。

報告者のA氏は「妻と子に身体的、主に言葉や精神的な暴力を振るってきたが、自分がDVしているとは気づかずにいた。社会的にDVが問題になっていても、自分は正しいのに怒らせる彼女が悪い、正しい主張だから暴力ではないと信じていた。センターで学んで自分のやったことは人権侵害であって愛情とか正しさで肯定できるものではなく、妻や子どもたちに対する犯罪であることに気づいた。妻を矯正しようという感覚が僕の中であって、それは愛情や信頼とは違うというのを思わされた」、B氏は「結婚前から電話やメールにすぐ返事がないと相手が謝るまで怒り続けた。共稼ぎが妻の希望だったが、仕事をやめざるを得ないようにした。妻が泣きながら子育ての悩みを訴えても無視し続けた。妻と子が家を出た時は、妻は自分の世話をする義務があると信じていたので腹が立ち、脅迫メールや電話を送った。センターで学んで、妻を見下し自分の所有物としていたことに気づいた。妻を尊重すること、まず話をきちんと聞くことを実践している」などと報告した。

参加者からは、「職場での対人関係」「プログラムに参加するきっかけ」「暴力を我慢しているのか」「ジェンダー感」「両親との関係性」「中学高校時代の教師との関係性」「効果的な教材やワークショップ」「継続的に通う要因」など次々と質問がされた。

最後に報告者から「DVは僕の一生の問題。DV予備軍は多いと思うので僕らの失敗を伝えていきたい」「DVの問題は表に出にくい。相談する場が必要」などの発言があった。

DV防止教育センターの主宰者からは「人は変化し成長すると信じて」とのまとめがあった。

ワークショップ5

北仲千里、柳本祐加子

デートDV教育を考える

ここ2年ほど、学校での「デートDV」の講演、授業等の取組みが急速に広まりつつある。しかし、学校で安全にデートDV教育が実施できているのだろうか。また、伝えるとしたら、まずはどんなことを伝えたいのか。出前講座に携わっている人、教材作りに携わっている人、学校現場で性教育や生徒のケアに携わっている人も参加してくださったので、有意義な意見交換の場になったのではないかと思う。主に次のような話が出た。

- ・「いい関係の恋愛をしましょう」ということだけではなく、暴力の問題全般を考えさせる、人権の視点を持たせるなどのカリキュラム化が必要（韓国などの情報が参考になる）。
- ・聞いてみたい気持ちの人だけ参加できるような安全な環境が必要。
- ・ジェンダー論などの講義の一環として扱うのと、単発の講演会などではかなり効果が異なってしまう。
- ・高校以下の学校では、教員が威圧的に見張っていたり、有無を言わず全員参加させたりなど、そもそも「安全」な教育の場になっていない。とてもそのような（暴力的な）体制で、アンチ暴力について考えてもらうことは難しい。
- ・まずは教員の方こそ教育が必要だ。
- ・生徒たちの性や恋愛についてのリアリティをふまえないと、「おばさんの恋愛観のおしつけ」「説教」になってしまう。
- ・若い世代同士のピア・エデュケーションが有効なのである。

また教材情報の交換も少しできた。今後もこういう議論を続けていきたい。

個人研究発表

第1分科会

氏原陽子●大正期の女性教員論

嶽本新奈●「からゆき」渡航助者の出身地、職業、ジェンダーによる一考察—「密航婦」記事を手がかりにして

内藤和美、富永貴公、高橋由紀、西山千恵子、杉田雅子
●WS/GSの博士論文データベースの作成

第2分科会

根岸泰子●戦時下の女性人気大衆小説にみる国民の心性
玉城福子●沖縄県平和祈念資料館展示改ざん事件の議論

で不可視化されたもの—「慰安婦」表象に着目して
清末愛砂、福島由里子●ベトナムにおけるDV防止管理法の制定意義と被害者保護政策の課題

第3分科会

島原三枝●介護職の性別職域分離—性別分業を再生産する介護職

二階堂祐子●1970年代の「障害者」解放運動における「女性障害者」の登場

松下昌子●男性養護教諭の出現の意味

パネル報告

ジェンダー／セクシュアリティと国家—「過去」をめぐる政治

黒岩裕市●国家とセクシュアリティの表象—大江健三郎『喝采』を中心に

川坂和義●〈危機〉の政治—三島由紀夫の日本と身体の問題

清水晶子●〈未来〉への懸念と〈過去〉とのクィアな関係

堀江有里●〈教会と国家〉論への一考察—性差別問題への取り組みから

ビデオ上映・懇親会

懇親会に出席する非会員の方々のため、例年どおり総会時間中のビデオ上映会を行った。上映作品は、『30年のシスターフッド』（監督：山上千恵子・瀬山紀子）、参加者は9人だった。懇親会は会場近隣のレストラン「気晴亭」で開催。会員非会員を合わせたたくさんの方々の参加があった。

会員の著作

- ・ 田村公江・細谷実編『大学生と語る性』晃洋書房、2500円
- ・ 山崎明子・黒田加奈子・池川玲子・新保淳乃・千葉慶『ひとはなぜ乳房を求めるのか—危機の時代のジェンダー表象』青弓社、1600円
- ・ 虞萍『冰心研究—女性・死・結婚—』汲古書院、11000円
- ・ 山口佐和子『子ども家庭のウェルビーイング』（共著）星野政明編集代表、真鍋顕久、三友雅夫編集、金芳堂、2011年3月、2200円（山口は「第4章G. 女性の福祉に関する現状と課題」および「第6章A. 国連における子ども家庭福祉」を執筆担当）

会員研究会報告（金井淑子）

8月6日立正大学にて『依存と自立の倫理 〈わたし〉の身体性から』金井淑子著、ナカニシヤ出版、2011年）の書評会として会員研究会を開催いたしました。発題発言者は、秋山洋子さん、細谷実さん、高原幸子さん。リブ世代、男性、さらにポストリブ世代のそれぞれの立場から「〈わたし〉と〈わたし母〉の間をめぐる」のテーマで発題が会場からの発言を巻き込んで活発な展開となったのは、参加者の顔ぶれが日本の70年代以来のリブ・女性学・フェミニズム・ジェンダー研究を牽引してきた面々でしたから当然の成り行きでした。主催者としては、ウーマン・リブの立てた「わたし」にあえて「母の経験」「母のメタファ」「母の身体性」への〈問い〉をフェミニズム

に担保していくために「わたし母」の言葉の提案に及んだことに対して、発題者から批評・批判のコメントがどのように返されてくるのがひとつの関心事でした。

この点に関係して興味深かったのは、細谷さんの「俺・オレ」発言です。細谷さんは、「〈わたし〉と〈わたし母〉の間」の問題設定に対して男性の立場からのコミットに「男（俺）と身体と「男／父（俺）」という、あえて男の〈俺〉自称詞を立てて話し始めたのですが、途中で、〈俺〉という言葉に〈わたし〉が入り混じる自分の発言に気づいたのでしょう。「〈わたし〉でいきます」と〈オレ〉という自称を引き下げてしまったのです。男の男性性（マッチョ性）のもっとも色濃い〈俺〉言葉を無理して使ってみたけれど、どうも居心地がよくなかったのでしょうか。そこに細谷さんの男としての身体性と主語関係のゆらぎが垣間見えて、ふと、〈プロフェミニスト〉って〈俺〉言葉を操れない男性なのかもしれないと思わせた場面でした。

それにしても男性の一人称には「わたし・僕・俺」と公的領域から私的な関係まで幅のある自称詞があるのに、女性のほうはなぜか「わたし」だけ。リブはこの「わたし」の自称詞を「女」と立てて「わたし」のルビを振り「女」とした。そのリブの洗礼を受けて私はかろうじて生き延びてきた／こられた。しかし私はこの「わたし」からも自らの主体のズレを感じる。どうしても切り落とせない女の経験として「母」（娘としての私の経験も）を引き込んで「わたし母」を立てただけけれど、私のこのこだわりを〈俺〉言葉を操れないプロフェミニストに重ねて自問し直してみたい。そんな思いを新たにしたい会でした。

会員の著書紹介

以下のルールで会員のみなさまの著作を紹介します。掲載ご希望の方は、ニュースレター担当者までご連絡ください。

- 1) 会員が執筆・編集している単行本（分担執筆含む、雑誌をのぞく）
- 2) 1年以内の発行物
- 3) ご本人からお申し出があったもの
- 4) 寄贈は要件としない

ニュースレター担当
青山薫
西倉実季

「お知らせ」欄

「お知らせ」欄は幹事会および会員等からの公共性の高い情報を掲載します。掲載希望はニュースレター担当者までご連絡ください。

ニュースレター担当
青山薫
西倉実季

「日本女性学会 少額研究活動支援」の募集について

日本女性学会では、研究財源が確保しにくい会員の日本女性学会の趣旨に沿った活動を支援するため、以下のとおり「少額研究活動支援制度」を創設しました(2011年総会承認)。

2012年度の募集が始まりました。ぜひご活用ください。なお、学会ウェブサイトへのアクセス、応募用紙・報告用紙のダウンロードが不可能な会員の方は、事務局へお問い合わせください。

■募集期間 2012年4月1日～5月31日

■応募用紙 (日本女性学会ウェブサイトに掲載)

■報告用紙 (日本女性学会ウェブサイトに掲載)

日本女性学会 少額研究活動支援実施要綱

1. 目的

常勤ないし正規雇用契約をもたず、そのために研究財源の確保に困難をかかえている会員の研究活動を支援することを目的とする。

2. 内容

毎年、常勤ないし正規雇用契約をもたない会員10名を対象に、その日本女性学会の趣旨に沿った活動に対して、1人あたり3万円の研究活動支援金を支給する。

3. 募集

募集は以下の通り行う。

- ・ 募集は毎年1回(4月頃)実施する。
- ・ 募集、募集期間、その他必要事項は、日本女性学会ウェブサイト、学会ニュース、メールニュースによって周知する。
- ・ 希望者は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、日本女性学会事務局宛郵送で提出する。
- ・ 応募用紙は日本女性学会ウェブサイトに備える。

4. 応募要件

応募要件は以下の通りとする。

- (1) 前年度までの会費が納入されていること
- (2) 日本女性学会会員の会費区分6000円の者
- (3) 常勤ないし正規雇用契約下でないこと
- (4) 日本学術振興会特別研究員でないこと

5. 対象者の決定

支援対象者は、使途、科学研究費補助金補助金の申請しやすさをはじめ研究活動財源の状況等を考慮して幹事会で協議し、総会に諮って承認を得る。

なお、応募者に現役幹事が含まれているときは、当該幹事は協議に参加しない。

6. 報告

受給者は、受給から1年以内に、支援金を活用した研究活動についての報告を行う。報告用紙は日本女性学会ウェブサイトに備える。

会員主催研究会募集

日本女性学会は会員主催の研究会に対し以下の応募要件にしたがって補助金助成をおこなっています。

〈応募要件〉

- ・ 研究会の趣旨が女性学会の趣旨に適っていること
- ・ 少なくとも会員に対して、公開の研究会であること
- ・ 研究会のタイトル、趣旨、企画者(会員個人・会員を含むグループ)、開催場所、開催日時、研究会のプログラム、全体の経費予算と補助希望額(2万円以内)が決定していること(未決定部分は少ないほど良いが、場所・プログラム・経費については予定=未決定の部分を含んでいても可)
- ・ 学会のニュースレター・ウェブサイトに載せる「研究会のお知らせ」の原稿(25字×20行前後)が

あること(研究会の問い合わせ先を明記する)

- ・ 研究会終了後、実施報告文を学会のニュースレターとウェブサイトに寄せること(補助費はこの原稿提出後に出金する)
- ・ 学会総会での会計報告に必要なため、支出金リストと総額での企画者による領収書を提出すること
- ・ 申し込みは研究会担当幹事まで、広報期間確保のため原則として開催の3ヵ月前までにすること
- ・ 詳細の問い合わせも研究会担当幹事まで

研究会担当
千田有紀
堀江有里

選挙管理委員会より

日本女性学会選挙管理委員会では、2012年2-3月に第17期選挙選出幹事の選挙を実施するための準備を進めています。この選挙は、日本女性学会一般会員すべての方に選挙権があります。立候補制はとらず、一般会員の中から10名を選んで記入する方式です。2012年2月に、会員名簿とともに選挙の方法、投票用紙を郵送いたしますので、指定期日までにご投票ください。選挙は2年に一度です。選挙運動は自由です。ぜひとも選挙権を行使されますようお願いいたします。

幹事会・選挙管理委員会からのお知らせ

今ニュースレターに、会員名簿作成のための葉書を同封します。11月15日(火)締め切りです。ご協力ください。

日本女性学会では、2年に一度の幹事改選に合わせて、会員名簿を作成してきました。名簿掲載項目中、「氏名」および「主な関心分野」以外の項目については、名簿掲載を承諾するか否か皆さんに選択していただいています。名簿掲載の可否について、同封の葉書の各項目に○×をつけてからご返信下さい。返信されなかった場合は、2010年度名簿作成時確認の情報およびその後の連絡にもとづいて作成させていただきます。

メールニュースについては、研究会開催のお知らせなどの情報提供をより迅速に、また会員間の意思疎通を密にすることを期しておりますので、できるだけ配信希望のご記入をお願いします。

同封の葉書ではなく、E-mailで返信いただいてもかまいません。

個人情報のとりあつかいについて

日本女性学会会員に関する情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属、専門分野、会費納入状況）は、事務局において管理し、学会誌・学会ニュース・メールニュースの送付、会費徴収、幹事選挙など、日本女性学会の活動目的に必要な範囲でのみ使用します。

また、会員に配付する名簿は、学会活動のための連絡・選挙および会員間の交流のために作成されますが、氏名以外の情報をどこまで名簿に掲載するかは、会員個人の選択に委ねられます。

メールニュースについて

●新規登録および投稿について

メールニュースは学会員のみなさまに有用な情報を不定期にお届けしています。配信ご希望の方は担当者までお申し込みください。また、イベント情報など、送信を希望される情報がございましたら、こちらも担当者までご投稿お願いいたします。

●配信停止規定について

送信ができずメールが戻ってくる方にはご連絡を差し上げております。ご連絡から1年間お返事の無い方は配信停止とさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。また、アドレスを変更された方は担当者まで速やかにお届け願います。

メールニュース担当

荒木菜穂